

暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（裏面）

別紙

「町の事務及び事業における暴力団の排除」の対象となる要件 (※ 国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げる者をいう。)

ア 暴力団

イ 暴力団員等 暴力団員又は暴力団準構成員(暴力団員以外の者で、暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力する者をいう。)をいう。

ウ ア及びイに掲げる者以外の者であって、次のいずれかに該当する者として町長が認めるもの

- (ア) 役員等が暴力団員等に該当する者
- (イ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用している者
- (ウ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (オ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用している者
- (キ) 役員等が、町との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用している者
- (ク) (ア)から(キ)までに掲げる者のほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

氏名、生年月日等、この調書に記載されたすべての個人情報、黒潮町個人情報保護条例（平成18年条例第13号）の規定に基づき取り扱うものとし、黒潮町が実施する事業等からの暴力団等の排除以外の目的には使用しません。また、黒潮町がこれらの情報をもとに中村警察署から取得した個人情報についても同様の取扱いとします。

【記入方法等】

- 1 この名簿には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は正確な（旧字等）字体で記載してください。
 - (1) 株式会社、有限会社については、取締役（代表取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）
 - (2) 合名会社又は合同会社については、社員
 - (3) 合資会社については、無限責任社員
 - (4) 社団法人又は財団法人については、理事
 - (5) 法人については、(1)から(4)までに掲げる者のほか経営若しくは運営に実質的に関与している者
 - (6) 法人格を有しない団体者については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
 - (7) 個人については、その者
 - (8) 次に該当する場合は、(1)から(7)に掲げる者のほか、次の者
 - ① 支配人を置く場合は、支配人
 - ② 黒潮町との取引において、支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長又は営業所長その他の者
 - ③ 黒潮町に事業所がある場合で、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるか、また、契約事務の委任等を受けた者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（当該者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）
 - (9) 当該法人が会社更生手続き又は民事再生手続き中である場合は、(1)から(8)までに掲げる者のほか、管財人
- 2 新たにこの名簿に記載すべき者が就任した場合は、遅滞なく本書を提出してください。